

資生堂健康保険組合公告 519 号

平成 29 年 10 月 1 日

資生堂健康保険組合  
理事長 本多 由紀



## 公 告

### 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

#### 記

1. 平成 29 年 9 月 30 日の全加入者の平均標準報酬月額	323,708 円
-----------------------------------	-----------

2. 平成 30 年度における平均標準報酬月額	第 23 等級	320,000 円
-------------------------	---------	-----------

ただし、当該者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 320,000 円に満たないときは資格喪失時の標準報酬月額とする。

3. 適用年月日および期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日
---------------	--------------------------------------

以上